



平成 30 年 1 月 18 日

各 位

上場会社名	津田駒工業株式会社
代表者	代表取締役社長 高 納 伸 宏 (コード：6217 東証第 1 部)
問合せ先責任者	取締役管理部門統括総務部長 松 任 宏 幸 (TEL 076-242-1110)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 23 日開催予定の第 107 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。当社もこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成 30 年 6 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成30年2月23日開催予定の第107回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整するため、株式併合を行います。

##### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成30年6月1日をもって、平成30年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 11 月 30 日現在）	68,075,552 株
併合により減少する株式数	61,267,997 株
併合後の発行済株式総数	6,807,555 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合後の発行可能株式総数

効力発生日における発行可能株式総数は、19,900,300株とします。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 11 月 30 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
10 株未満所有	111 名（ 2.15%）	238 株（ 0.00%）
10 株以上所有	5,063 名（ 97.85%）	68,075,314 株（100.00%）
合 計	5,174 名（100.00%）	68,075,552 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 111 名（所有株式数の合計 238 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成 30 年 2 月 23 日開催予定の第 107 回定時株主総会において、本「株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 6 月 1 日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>199,003,000</u> 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>19,900,300</u> 株とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
（新設）	附則 <u>第6条および第8条の変更は、平成30年6月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもって削除する。</u>

### （3）変更の条件

平成30年2月23日開催予定の第107回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本「定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

平成30年1月18日 取締役会決議日

平成30年2月23日（予定） 定時株主総会決議日

平成30年6月1日（予定） 単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日

（参考）上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年6月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年5月29日となります。

以上

（添付資料）

【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

## 【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

### Q 1 単元株式数変更、株式併合とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更は、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

また、株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

今般、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更することおよび10株を1株とする株式併合を予定しております。

### Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位は併合前と変更ありません）。

### Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年5月31日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例4	56株	なし	5株	なし	0.6株
例5	7株	なし	0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（上記の例3、4、5のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年8月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例5のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。また、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q6 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年2月23日	定時株主総会開催日
平成30年5月29日	当社株式の売買単位が100株に変更
平成30年6月1日	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上